平成20年4月から始まる

高齢者医療制度の保険料

保険料のポイント

- ▶保険料は、被保険者(75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定程度の障害のある方) 一人ひとりにかかります
- ▶北海道における後期高齢者医療の保険料率は 被保険者均等割額 43.143円 所得割率 9.63%
- ▶計算方法

保険料 =

千10円の負担となります。

して保険料を9月まで徴収

せず、

そ

後の半年間は均等割額の

額も5割軽減されますが、 2年間は所得割がかからず、

これらに

均等割

該当する方は、

平成20年度は特例と

被保険者均等割額

年額 43,143 円

得 所 割 額

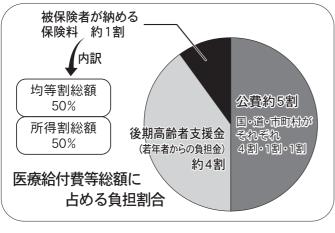
被保険者の総所得金額等(から33万円を 差し引いた金額 × 9.63%

被保険者の総所得金額等…収入から必要経費(公的年金等控除、給与所得控除額な ど)を差し引いたものです

- ▶保険料の上限額は、50万円です
- ▶所得が一定額以下の被保険者は、世帯の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽 減されます

+

▶保険料は、原則、年金からの天引き(特別徴収)となります



は、これまで保険料の負担がなかっ

たことから、

激変緩和措置として、

が等しく負担する被保険者均等割額 成されます。 現役世代からの支援金(4割) 保険料は、

岩見沢市にお住まいの皆さん

年間、

均等割額が4

所得割率が53%です。

険料率は、

一定期間軽減されます。

医療給付費が著しく低い市町村の保 険料ですが、一人当たりの平均老人 険 料 の 仕 組 4

保険や社会保険などに加入している 窓口で支払う一部負担金を除くと、 度の被保険者の皆さんが医療機関 に必要な財源は、 市町村からの公費(5 被保険者の保険料(1割)と国や 後期高齢者医療制度の医療給付等 後期高齢者医療制 割 国民健 で構 道

基本的には、

北海道内は均

以下均等割額) と所得に応じて負 被保険者の皆さん全員 の保険料率は、 万3千143円、 岩見沢市はこの軽減に該当しません

険 料 の 減 と減

免

保険の加入者に扶養されていた方 世帯全体の総所得金額等の状況に応 所得が一定額以下の被保険者は、 均等割額が軽減されます。 加入する前日まで、被用者

険 料 埊

で計算されます。 割額と所得割率からなる 保険料率 皆さんそれぞれの保険料は、 均等

担する所得割額に区分されます。

保険料は介護保険料と同様に、

年金から天引きされます。

特原

の1を超える場合は、市で定める納期 保険料の合算額が年金受給額の2分 知書でお知らせします。 以降に送付する保険料決定通 なお、 保険料は平成20年4月

めることになります。(普通徴収) 納付書などの方法で納

均等割額の軽減

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額 (軽減割合)	軽減後の 均等割額
33 万円	30,201 円 (7割軽減)	12,942 円
33万円 +(24万5千円×世帯に属する被保険者の数 (被保険者である世帯主は除く))	21,572 円 (5割軽減)	21,571 円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者の数)	8,629 円 (2割軽減)	34,514 円

65歳以上の方の公的年金等にかかる所得は、その所得の金額から特別控除として 15 万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

世帯主が被保険者でない場合も、その世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

平成 20・21 年度 後期高齢者医療保険料の試算(金額は年額

1人世帯・夫婦2人世帯ともに収入は年金のみ

後期高齢者医療に加入する1人世帯

所 得	30 万円	80 万円	130 万円	180 万円	225 万円
(年金額)	(150 万円)	(200 万円)	(250 万円)	(300 万円)	(350 万円)
保険料	12,900 円	79,700 円	136,500 円	184,700 円	

夫婦2人とも後期高齢者医療に加入する世帯

所 得 (年金額)	夫	30 万円 (150 万円)	80 万円 (200 万円)	130 万円 (250 万円)
	妻	0円 (50万円)	0円 (50万円)	0円 (50万円)
保険料	夫	12,900 円	79,700 円	136,500 円
	妻	12,900 円	34,500 円	43,100 円

保険料の例(金額は年額)

- ▶ 75歳の1人世帯 収入は年金のみで 153 万円までの場合 所得割はかからず、7割軽減に該当 保険料 → 12,900円
- ▶夫(世帯主)75歳 妻64歳の2人世帯(現在は2人とも国保に加入) 世帯の収入は年金のみで、世帯主 250 万円、妻 80 万円の場合 夫は後期高齢者医療制度に加入となり、妻はこの制度に加入する まで引き続き国保

保険料 ➡ 夫(世帯主) 136,500 円 妻の国保料 43,300 円

▶子(世帯主)55歳 母80歳の2人世帯(現在は2人とも国保に加入) 子の所得が300万円、母の収入は年金のみで80万円の場合 母は後期高齢者医療制度に加入となり、子はこの制度に加入する まで引き続き国保 保険料 → 母43,100円 子の国保料334,300円

国民健康保険 国保 は、平成19年度の保険料率を適用し、平成20年度の 経過措置を見込んで試算したもので、実際の保険料とは異なります。

問合先 市高齢·介護室 医療給付係